

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年7月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第34号**

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項					別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項				
1～4 略					1～4 略				
5 県税事務所					5 県税事務所				
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等		関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等	
1～4 略					1～4 略				
5 香川県地域経済 牽引事業の促進区 域における県税の 特別措置条例関係 事務 条…香川県地域経 済牽引事業の 促進区域にお ける県税の特 別措置条例	(1) 地域経済牽引事業の促進区域に おける不動産取得税の課税を免除す ること。(条2条)	○	○						
6・7 略					5・6 略				
6～32 略					6～32 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。